

Title	古ハワイにおける土地制度の変遷
Sub Title	The growth of the landholding in old Hawaii
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.5 (1960. 5) ,p.417(1)- 422(6)
JaLC DOI	10.14991/001.19600501-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600501-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

増淵龍夫著『中国古代の社会と国家』……平野 絢子 78
 ——秦漢帝国成立過程の社会史的研究——

安永武巳著
 『消費経済学、日本の消費構造と需要予測』……佐藤 保 78

『社会経済史大系』……寺尾 誠 79

気賀健三著『ソビエト経済の研究』……丸尾 直美 80

エウジェニオ・ガレン著
 清水 純 一 訳
 『イタリアのヒューマニズム』……渡辺 和一郎 81
 ——ルネサンスにおける哲学と市民生活——

古ハワイにおける土地制度の変遷

野村 兼太郎

古ハワイに関しては、すでに「ポリネシア人のハワイ移住について」(三田学会雑誌)第五十巻記念論文集所載、「古ハワイにおける社会階級の発展」(社会経済史学)第二十三巻第五・六号所載、及び「古ハワイにおける漁業」(三田学会雑誌)第五十一巻第十二号所載)の三篇を公にしたが、それらは本論文の土地制度と密接な関係があるから参照して欲しい。

私が特に古ハワイの社会経済生活に興味を感じたのは、彼らが日本民族の祖先と同様に、その時期においてはかなり隔ってはいるが、共に火山列島に移住し、恐らくその以前にはある程度の文化をもっていたと思われるが、いずれも漁撈を中心とする新しい社会生活を営まざるを得なかったことにある。日本の場合は支那大陸に近接していたため、早くからそれらの文化の影響を受けて、古い形態は亡びてしまったが、ハワイの場合には殆んど孤立していたし、又近辺

古ハワイにおける土地制度の変遷

に進んだ文化を有する民族が存在していなかったから、古い形態があまり著しい変化を受けずに残存していたと考えてよからう。

漁撈を主とした民族、あるいは漁撈を主たる生業とせざるを得なかった民族が土地に対してどういふ観念をもったか、又その土地占有の形態がどうであったか、それらは農牧を生業とした民族とは確かに違ったものがあつたに違いない。もちろん漁撈を主としたとしても大部分はその住居の根拠地は土地に求めなければならない。時にわが国の家船——海人族の一部のように、水上生活を行なっている者もあるが、その場合でもその船舶の材料はこれを海上から得ることは出来ない。当然陸地と密接な関係を生ずる。もちろんそれらの木材が空気のよう無限に存在するならば、一定の土地に関する慣行や制度は起らないかも知れない。しかし船舶に適する木材は決してどこでも得られるわけではない。ハワイにおけるカヌー製作の幾多の伝説はこれを証するものである。要するに漁撈民族にとって、土地は漁撈をする上に必要な根拠地として、又漁撈及び日常生活に

必要な素材を採取する場所として意義を有するに過ぎない。その点において農耕民族や放牧民族の場合と土地の観念が著しく違う筈である。

もちろん一七七八年にジェムズ・クックがハワイ島を発見した時には、ハワイ人にとって農耕は重要な生業の一つになっていた。従ってわれわれの知り得る土地制度は原始型ではない。従って前述の「古ハワイにおける漁業」の最後の節で略述したモク、アフプアアの区別も最初から存在していたわけではなく、人口の増大するにつれて、勢力均衡から自然に発生したものであろう。それらの勢力が漁撈に依存するものであったことは、すでに述べたところであるから、本稿では繰り返さない。むしろわかっている土地制度から逆に古い時代の状態を推定してみようと思うのである。

古ハワイの状態を一部の史家は封建(Feudalism)としているが、むしろもっと古い型に比定する方が正しいように思う。普通有名なカメハメハ一世(一七九五—一八一九)の諸島統一に依ってハワイ王国が成立したとみるのであるが、実際にはそれは単に外形的なものに過ぎず、西欧資本主義の急激な影響をうけて、何ら基本的な内部の経済的準備なくして生じたものに過ぎないから、到底永続し得る統一たり得なかつたのである。その点においては同じく西欧資本主義の外からの影響で開国した日本の場合と著しく異なる。土地制度についても、古い形態が残存している、土地所有関係の如きも明確な所有観念が発達していたかどうか疑わしい。

似ている。しかしわが国の場合には「地主」という観念が相当発達している。それが大体直接土地に結びついて考えられていたから、ハワイの場合の如き分割令を必要としなかつた。ハワイの場合は土地に対する観念がより原始的であつたと考えてよからう。

二

他のところでもすでに述べたように、土地区劃の最大の単位はモクであつた。もちろん八つの小島もカメハメハ一世の統一以前にあつては独立していて、それぞれの島がいくつかのモクにわかれていた。今それについて述べるに先立って、一七七八年ハワイ諸島が世に知られた頃の、又一八四八年の土地分割令以前の土地の区分を一応説明して置く。

モクがさらに細分されて、アライイ又はコノヒキに依って支配されるアフプアアに分かれていることも前掲論文「古ハワイにおける漁業」において述べて置いた(「三田学会雑誌」第五十一巻第十二号一二頁)。アフプアアはアライイ又はコノヒキが支配する区域で、原型としては海辺を底辺として山岳地帯に至るものであり、その所有者たるアライイ又はコノヒキが魚類や海草を海から得、タロ芋やバナナや薩摩薯を低地帯で、船材その他の森林産物を山岳地帯から獲得していた。もちろん地形に依っては、この理想型を得られないアフプアアもあつたし、その広さも大小さまざまであつた。小さいのは百エカアに過ぎないものもあれば、大きいのは十萬エカアに達するも

古ハワイにおける土地制度の変遷

元来、ハワイ、マウイ、オアフ、カワイ、モロカイ、ラナイ、ニイハウ、カフラウイの八つの小さな島からなるハワイ諸島の経済的資源は極めて乏しいものであつたから、それを基礎として構成される社会が近世国家となることは殆んど不可能であつたのである。開国当初においては白檀(sandal-wood)の輸出に依って、その経済を維持していた。極めて安い値段で放出し、終にこの有力な財源を枯渇してしまつた。幸いにも一時ではあつたが、太平洋における捕鯨船の停泊地として好景気を維持することが出来たが、いずれもハワイ自体の産業的基礎を形成するのには、到底役立つものではなかつたのである。従って近世的な土地制度の樹立も容易に形成されず、一八四八年にカメハメハ三世(一八二四—一八五四)の大マヘレ(Great Māhele)として知られている土地分割令に依って完成されたのである。もちろん本論文においてはこの土地分割令そのものは直接の目的ではないが、その以前の土地制度の本質を知るためには重要な意味のあるものであるから、全然無視するわけにはいかない。マヘレというのは分割ということであるが、土地を(一)国王、(二)アライイ(貴族)及びコノヒキ(代官)、(三)小作人及び庶民の三者に平等に分割することを原則としたのである——実際にはこの通りには出来なかつた(Jon J. Chinen, "The Great Māhele, Hawaii's Land Division of 1848," 1958, p. 15)。これに依つてみても、その以前において土地の所有権が誰に属していたか明かでなかつたことが推測される。この点においては明治維新直後のわが国の状態に幾分

のもあつた。

モクとアフプアアの土地の区分は恐らくハワイ移住後、間もなく生じたものであろう。即ち漁撈を生業とし、まだ農耕の発達しなかつた頃にすでに生じていたと思われる。モクという語が土地区劃の意の外に舟を意味することは注意してよからう。又モクアイナ(moku'aina)、モクプニ(mokupuni)共に島を意味する。アライイ又は有力なアライイを中心とする一団が最初に占居した範圍がモクであつた。それが一船隊を構成していた人々から成立つていたのでモクと呼ばれたと推定し得ないこともない。ただモクをその原形的形態においては単なる地理的分割とみるべきではなからう。漁撈を主とする限り、土地は占有されるが、単に漠然とした縄張りを示すに過ぎなかつた。アフプアアも最初はアライイに与えられた縄張りで、その海岸地帯で漁撈をし、船材その他の材料を低地帯又は山岳地帯に求める権利が与えられたのであろう。

ところがアフプアアより小さいイリ(ili)と呼ばれるものがある。オアフ島のワイマナロのアフプアアの如く、全然イリのないところもあるが、三十イリ、四十イリと多く存在するところもある。注意すべきはそれぞれ名称があつて、その境界が嚴重に定められていることである。わが国の名田の如くであるが、沿岸地帯、低地帯、山岳地帯と部分的に飛び離れて存在する場合もあるので、必らずしも農耕地と限つたわけではない。しかし恐らく低地帯の農耕が盛んになつてから生じたものとみてよからう。

イリには二種ある。一つはアフプアアのイリで、他の一つはイリ・クポノ (Ii Kupono) である。前者はそのアフプアアの主たるアリイに属するものであって、その土地の産物をその主に貢献する義務を負う小作人の土地である。後者はそのイリの存在するアフプアアとは関係なく、直接その地方の王に帰属し、産物を貢納する。イリ・クポノ又は略して普通イリ・クと称するものは、王の直領に当るものである。

これらのイリの特徴として特に注意すべき点はイリの一部にモオ (Ho'o) 又はモオアイナ (Ho'oaia) と呼ばれる耕作地の存することである。先にイリの生じたのは農耕が盛んになってからであると述べたのもそのためであるが、又農耕がハワイ諸島のような火山列島においては、かなり困難な仕事であることを示すものである。モオはさらに小さく分割されパウカ (Pa'uka) と呼ばれている場合もある。かくして農耕の一部には相当発達をみせているものの、元来あまり勤勉でないハワイ人にとって得意の業とはいえなかったのである。そこである一部の者だけが灌漑用水を作って、農耕を営み、それらがイリの所有者として、自由農民的存在を示すに至ったのである。彼らはアリイ又は王に従属してはいるが、土地に緊縛されていなかった。又その主人に対して軍事的義務を負う者でもなかった。ただ農耕に依る産物、その他のものを貢納する義務をもって一定の土地を占有していたのである。

三

一般に農耕の起源は古いものとされている。殆んど漁撈と同時に農耕が始まったように述べている。又もし彼らの前住地がタヒチ等であったとすれば、農耕技術も知っていたろうし、種なども持参したかも知れない。しかし最初のうちは殆んど農耕に成功しなかったようである。一つには労働力の大部分が漁撈に吸収されていたこと、又他方熱帯産の果実等、自然生の植物性食物が容易に採取出来たことなどから、困難の多い農耕労働に従事する者がなかったからであろう。それがやがて人口が増加するにつれてタロ芋などの栽培を必要とするに至ったのであろう。

耕作地は水流の便のあるところに作られた。「古代ハワイ」の著者マロはハワイの農耕は水流の便利なところと乾燥地帯とで、農業方法を異にしたと述べ、水流地における農耕は容易であり、一年中行なうことが出来る。これらの地帯で食物の不足が起るのは人々が怠惰だからであるといっている (David Malo, "Hawaiian Antiquities", 1951, p. 204)。最初の農耕はこれらの地帯に始まったものとみてよからう。前述のイリの耕地のことをモオというが、Ho'o は又蛇や「とかげ」を意味するから、水流の隠顕する状態がそれらと似ていることから、かく呼ばれるようになったのではあるまいか。

マロのいう乾燥地帯というのは火山地方特有の傾斜地であり、わ

が国の「の」に当るが、傾斜の度はわが国よりもけわしいようである。後に近世になってハワイ語でクラ (Kula) と呼んだ耕地で、その意味が禿というのでもわかるように、耕作には困難な土地柄である。ハワイは雨の多いところで、殆んど毎日雨は降るが、驟雨性であり、たちまち晴れ渡って熱帯の太陽が強く照るので、直ぐ乾燥してしまうのである。相当の雨量があっても、傾斜地では大部分が表面を流れ去ってしまい、不毛の地とならざるを得ないのである。従ってこれを開発するためには土地を段畑形式にし、所々にダムを作って雨水を貯め、灌漑設備を作らなければならないが、怠惰な土人のよくするところではない。そこで耕作しようと思ふだけ、雑草を刈りとり、穴をいくつも掘り、その穴の中にククイの葉、灰、ごみ等をつめ込み、そこに畑作タロ芋を植える方法を採用する。この方法でも、金属農具をもたない彼らにとっては相当の労働であったろう。タロ芋が相当の大きさに育つまで何度も雑草刈をやらなければならない。しかも永い月日を要するので、水流地帯の耕作とは比較にならないくらい骨が折れるものであった。従って恐らく水流地帯がないところ、例えばニイハウ島などを除いて、水流地帯よりもずっと後れて開発されたのではなからうか。水流地帯においては農耕技術もはるかに進んだものになり、灌漑用水の施設も出来上っていた。しかし全体として農業は二次的であったように思われる。

アリイが武技を専業とするようになると、被支配層であるマカアイナナ (Maka'ainana) が漁民として、又農民として活躍すること

古ハワイにおける土地制度の変遷

とになった。初期の段階にあっては、アリイ層も、マカアイナナ層と共に生産に従事し、むしろアリイが指導的地位に立ち、その一族、従者に依って生産、主として漁撈が行なわれていたのであるが、各アリイが互いに縄張りの拡大を計るようになり、アリイ・ヌイと呼ばれる最高貴族が国王として各島々に出来、武力を競うことが盛んになると、生産はマカアイナナに一任され、彼らに土地が与えられる。漁場、耕地等が与えられ、所謂小作人的地位が形成される。国王の勢力を決定するものは、その勢力下にあるアリイの武力にあるが、それらのアリイを有力ならしむるものは、よき漁区、よき耕地をその支配するアフプアアにもつことである。即ち第二の段階においてはアリイの武人化であり、恐らくその頃は一族従者の群が生産に従事していた。ところが優れた漁夫は漁業中心の社会であり、割合に得やすかったかも知れないが、農耕の方はあまり簡単に得られず、特に希望する者に貸与するイリの制度が発生したのであろう。もちろんイリの土地は農耕に限定されていたわけではないが、耕地の存在を前述の如くその特徴とする点からみても、農産物、殊にハワイ名物のポイ (poi) の原料となるタロ芋の生産を重視したのではないかと思われる。

従って農夫は漁夫と同様に尊重された。彼らはその産物を貢納することを義務づけられてはいたが、自由的立場にあった。然るにコノヒキと称する王国の代官が各地区の貢租徴発担当者となり、豚・タロ芋・薩摩芋・羽根・カペ (紙布)・蓆等の産物を取上げて

ゆくようになり、農民の生活は最低の限度に止められたのである。コノヒキの取分がどのくらいであったかは不明であるが、土地分割令においてアライと並べ置かれた点からみても、相当のものであったと推測することが出来る。

一七七八年クックが発見した当時には島々に国王があり、互に勢力を維持せんとして争っていたが、恐らくこの段階に来るまでに、幾度か戦乱があり、土地の支配権に変化があったと考えられる。従ってそこに複雑な支配関係を生じた。アフプアアのイリの支配者はアフプアアのイリであるから問題はないが、イリ・クボノは国王直属であり、その属するアフプアアから独立していた。国王の勢力が拡大されると、そのアフプアアの土地を併合して大きくなった。例えばハワイ島におけるワイメア (Waimea) のアフプアアの十分の九はワイカロアのイリとプウカプのイリとに包含されてしまった。恐らくその逆の場合もあったらう。又他のアフプアアにイリをもつアライも発生した。

カメハメハ一世が一七九五年にハワイ諸島を征服し、ここにハワイ王国を設立した時の土地制度は以上の如き状態にあった。即ち最大の区割であるモクは単なる地理的区割と化し去り、各アライ及びコノヒキにはアフプアアが与えられている。そのアフプアアも海浜から山上に至る土地を含む原型に近いものもあれば、然らざるものもあった。それらを領するアライは一族の者を働かす場合もあった

が、多くはイリとして小作せしめ、貢租を徴発する。イリ・クボノにおいては国王の所当となるが、中間にコノヒキが介在する。全土の政治的支配者は国王であるが、誰も土地の所有者ではなかった。土地を譲られたといっても、要するに貢租の徴発権が与えられたに過ぎない。貨幣経済が未発達であったから、土地の売買賃入は存在しない。全体として土地ばかりでなく、あらゆる財貨について所有観念の発達が不十分であった。従って後になっても、借りた物を返さなくても平気であり、他に寄食することも何とも思わないのは、当然であろう。かかる状態のところ、西欧資本主義の私有財産制を採り入れようとするのであったから、その困難さは、わが明治維新の比ではない。

ハワイの状態は封建制以前のものであり、農耕民族としての発展も極めて不十分の状態のままに、近世西欧文化に接触したものである。その状態を強いてわが国の場合と比較すれば、縄文式文化から弥生式文化に移る頃の状態とみるべきであろう。ただ漁撈民族が農耕を採り入れ、新しい土地制度を作りつつあった時で、その外的影響がわが国の場合は隋唐文化であり、ハワイの場合は西洋文化であった。しかもその接触は前者においては徐々であったのに、後者においては急激であった。このことがその後のハワイ王国には致命的であったといえよう。

(昭和三十五年三月二十四日稿)

イギリスにおける社会民主主義の形成過程 (その二)

——帝国主義の時期におけるイギリス労働運動と労働代表委員会——

飯 田 鼎

- 一、はしがき——民主主義の幻影
- 二、帝国主義段階におけるイギリス労働者階級
- 三、「独立労働」の経済的背景

最近結成され、ジャーナリズムによって、はなばなしく宣伝された民主社会党、いわゆる西尾新党の「われわれの党の基本原則」なるものに接する機会をえた。これには、(一)党の理念としてつぎのようになっている。

「われわれの党は、民主主義の原理にたつ人々の政治的結合体である。党は資本主義と左右の全体主義とに対決し、一切の抑圧と搾取とから社会の成員を解放して、個人の尊厳が重んぜられ、人格の自由な発展ができるような社会を建設しようとするものである」と。

そして(二)党の基本原則として、(1)個人の尊厳と人格の自由な発

イギリスにおける社会民主主義の形成過程

展、(2)市民的自由の保証、(3)社会主義社会の実現、(4)議会制民主主義の擁護、(5)平和主義の精神の擁護などがあげられている。しかしながらもっとも注目すべきものは、(6)党の性格であろう。すなわちこれによれば、(1)特定の世界観に限定しない。(2)階級政党でないこと、つまり国民政党であること、(3)労働者、農林漁業者、中小工商业者、技術者および管理者、自由職業者、さらに家庭の主婦をも平等に参加させるといふ点である。

筆者が、いまことさらに民主社会党を問題にするのは、この基本方針を貫いている倫理的・精神的性格——観念史観に通ずる、階級政党の否定——社会主義革命の拒否、個人主義的人格主義——ブルジョア民主主義の擁護、これらが果して社会主義と呼ばれるに値するかどうかを検討するためである。この基本原則の分析と批判を通じて、民主社会党の本体は一体何であるか、それは日本の社会主義運動や労働運動においてどのような役割を果すものであるかが、おのずから明らかにされるであろう。また民主社会党が、現在